

厚木市私設保育施設入所児助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私設保育施設に入所している児童の福祉を向上し、及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、予算の範囲内において厚木市私設保育施設入所児助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私設保育施設 保育を行うことを目的とした施設のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定により神奈川県知事に対し、届出を義務付けられた施設をいう。

(2) 幼稚園等 次に掲げるものをいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置された幼稚園（特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この号において同じ。）であるものを除く。）

イ 特定教育・保育施設

ウ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

(3) 基準期間 4箇月の期間をいう。

(4) 子ども・子育てのための施設等利用給付対象者 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の規定により、本市から確認を受けた私設保育施設に入所し、保育の必要性について本市から認定を受けた者（保育の必要性について本市から認定を受けてはいないものの、当該認定要件を満たす者を含む。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該私設保育施設において、3歳児クラスから5歳児クラスまでに在籍する者

イ 当該私設保育施設において、0歳児クラスから2歳児クラスまでに在籍する者のうち、次に掲げる者

(ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者

(イ) 住民税非課税世帯に属する者

(ウ) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住宅型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親が保護者である者

(5) 子ども・子育て拠出金 法第69条第1項に規定する拠出金をいう。

(6) 利用者負担相当額 企業主導型保育事業費補助金実施要綱（企業主導型保育事業等の実施について（平成29年4月27日府子本第370号雇児発0427第2号別紙））の第5の7に基づく企業主導型保育事業助成要領に規定する利用者負担相当額をいう。

(助成金の対象)

第3条 助成金は、次の各号のいずれにも該当する児童（以下「対象児童」という。）の保護者に対し交付するものとする。

(1) 私設保育施設に入所している児童であること。ただし、私設保育施設

に入所し、かつ、幼稚園等に入園している児童は除くものとする。

(2) 私設保育施設に入所する事由が保護者の就労（月64時間以上）、疾病等真にやむを得ない事情によるものと認められ、かつ、当該年度中に継続して基準期間以上にわたり、当該私設保育施設に在籍している就学前の児童（基準期間中に継続して市内に住所を有する児童に限る。）であること。この場合において、基準期間中に保護者が育児休業を取得し、又は求職活動をしているときは、その期間を在籍期間から除くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の対象から除くものとする。

(1) 私設保育施設に対し、当該年度中に対象児童1人につき、3万円以上の利用料を支払っていない保護者

(2) 子育てのための施設等利用給付対象者の保護者

(3) 法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る施設を利用し、子ども・子育て拠出金により利用者負担相当額が無償となる児童の保護者

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、対象児童1人につき年額3万円とする。

（助成金の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、当該年度の3月10日（その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下この条において同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日）までに、厚木市私設保育施設入所児助成金交付申請書兼請求書に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 保護者の就労状況証明書等、私設保育施設に入所する事由が真にやむを得ない事情によるものであることを証する書類

(2) 児童の在園証明書

（交付の決定及び交付）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、厚木市私設保育施設入所児助成金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、助成金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により交付を受けたと認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正後の第3条第1項各号のいずれにも該当する同条第2項各号に掲げる者に係る令和元年度の助成金については、同条第2項の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。